新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新高知県表彰規則（抜粋） | 旧高知県表彰規則（抜粋） |
| （表彰）第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その功績の顕著なものについて、知事がこれを行うものとする。(１)　地方自治の発展に尽くしたもの(２)　教育の振興に寄与したもの(３)　商工業及び鉱業の発展に尽くしたもの(４)　農林業の振興に尽くしたもの(５)　水産業の振興に尽くしたもの(６)　建設業の発展に尽くしたもの(７)　社会福祉の増進に尽くしたもの(８)　保健衛生の向上に尽くしたもの(９)　環境の保全に尽くしたもの(10)　火災、水災その他災害の防除に尽くしたもの(11)　有益な発明、発見又は考案をしたもの(12)　自己の危難を顧みず人命を救助したもの(13)　前各号に掲げるもののほか、公共の福祉の増進に尽くしたもの２　略 | （表彰）第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その功績の顕著なものについて、知事がこれを行うものとする。(１)　地方自治の発展に尽くしたもの(２)　教育の振興に寄与したもの(３)　商工業及び鉱業の発展に尽くしたもの(４)　農林業の振興に尽くしたもの(５)　水産業の振興に尽くしたもの(６)　建設業の発展に尽くしたもの(７)　社会福祉の増進に尽くしたもの(８)　保健衛生の向上に尽くしたもの(９)　環境の保全に尽くしたもの(10)　火災、水災その他災害の防除に尽くしたもの(11)　有益な発明、発見又は考案をしたもの(12)　自己の危難を顧みず人命を救助したもの(13)　前各号に掲げるもののほか、公共の福祉の増進に尽くしたもの２　略 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （表彰期日） | （表彰期日） |
| 第８条　表彰は、第２条第１項第１号から第11号まで又は第13号に該当するものについては毎年11月上旬に、同項第12号に該当するものについてはその都度行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 | 第８条　表彰は、毎年11月３日に行うものとする。ただし、第２条第１項第12号に該当するものについては、その都度これを行うものとする。 |